

市第 12 号議案 鶴見区鶴見中央一丁目所在市有建物の無償譲渡

1 提案理由

京浜急行電鉄株式会社に対し、財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により提案します。

2 譲渡する財産の概要

築造年：昭和 57 年建設（平成 5 年度改修工事）

所 在：鶴見区鶴見中央一丁目 30 番 22 号（京急鶴見駅高架下）

種 類：公衆トイレ

構 造：鉄筋コンクリート造

床面積：30.36 m²

設 備：男子小便器 3 基、男子和便器 1 基、女子和便器 2 基、多目的トイレ 2 基

3 譲渡の相手方

東京都港区高輪 2 丁目 20 番 20 号

京浜急行電鉄株式会社

代表取締役社長 原田 一之

4 無償譲渡について

当該財産について、京浜急行電鉄株式会社（以下、京急）から譲渡してほしい旨、申し入れがありました。

この公衆トイレの利用は、京急鶴見駅や京急が運営している商業施設の利用者が中心であり、利用実態に応じ、きめ細やかな維持管理につながることで、今後の改修工事や維持管理の費用が現在の簿価以上であることから、当該財産を行政財産から用途廃止し、無償譲渡することとします。

また、契約書の中で、譲渡後 10 年間は、公衆トイレとしての用途指定を明記しており、別途、京急との協議の中で、利用時間や今後の改修内容などを取り決めることとしています。こうしたことにより、公衆トイレとしての機能を確保します。

5 今後のスケジュール

平成 29 年 6 月 所有権移転および土地引き渡し

京急による改修工事

平成 29 年 7 月 供用開始（予定）

【参考】トイレ外観

